

みんなで
支える
みんなの
医療

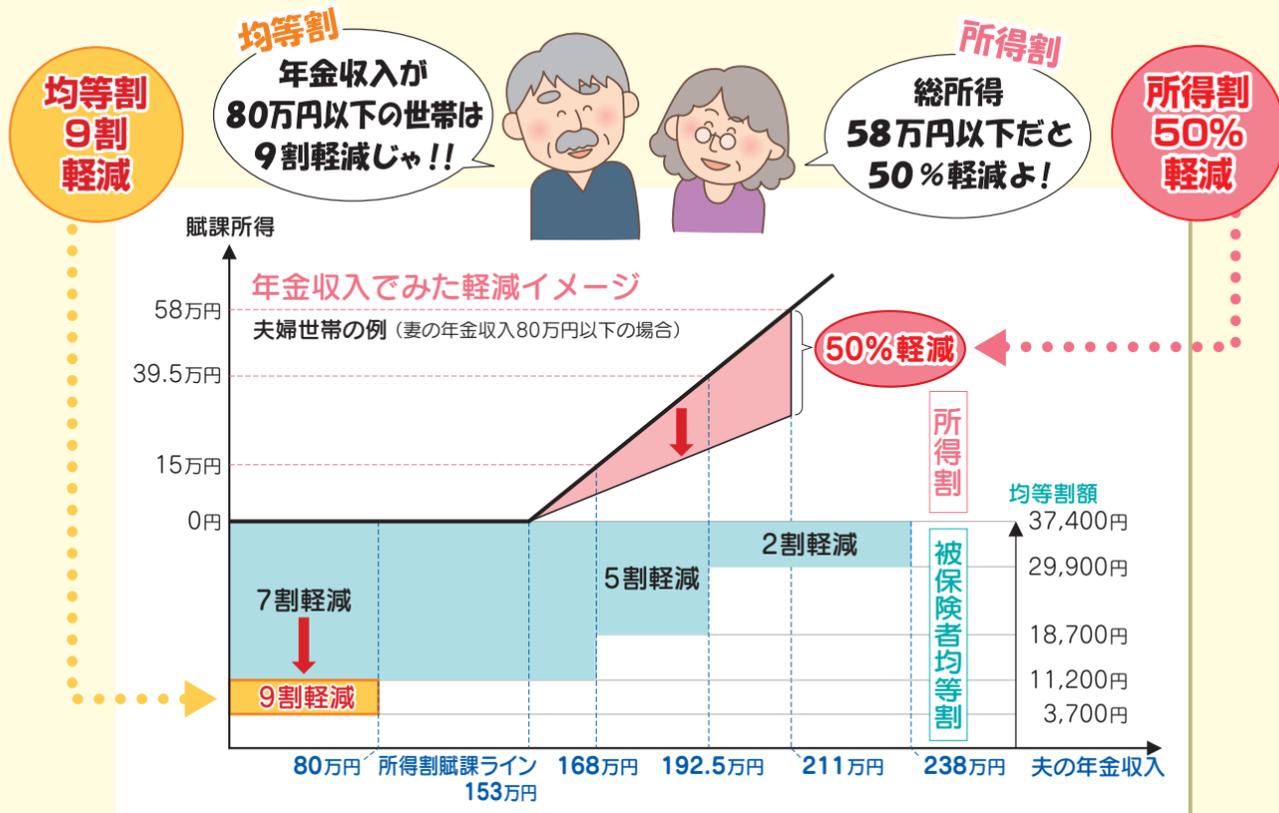
ちば広域連合だより

2009.3.25
通巻6号

◇編集・発行/千葉県後期高齢者医療広域連合 総務課
〒260-0013千葉県千葉市中央区中央3-3-8(日本生命千葉中央ビル3階)
◇発行日/年2回 ◇TEL.043-223-0075 ◇FAX.043-223-0085
◇E-mail/info@kouiki-chiba.jp ◇URL/http://www.kouiki-chiba.jp/

(平成21年2月1日現在)
千葉県人口: 6,155,478人
(常住人口月報)
被保険者数: 506,227人
(長寿医療制度)

平成21年度以降の対応 (保険料軽減: 恒久的措置)



①均等割 均等割の7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者の全員が、年金収入で80万円以下(その他の各種所得はない方)の世帯について、9割軽減となります。(月額保険料は、全国平均で約350円)

②所得割 所得割を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下(年金収入で153万円から211万円まで)の被保険者については、50%軽減されます。

③被用者保険の被扶養者の軽減措置
制度加入前に被用者保険(国保以外の健康保険)の被扶養者だった方は、平成21年4月から平成22年3月までの1年間、均等割額を9割軽減します。

長寿医療制度は、みんなで支えています!

保険料は制度を支える大切な財源です。忘れずに納期内に納めましょう。また、納付が困難な場合は、お早めに市(区)町村の窓口で相談してください。

保険証のご確認をお願いします!

所得判定等の結果、一部負担金の割合が変更になった方には新しい保険証が交付されています。医療機関受診の際、古い保険証を提示しないようご注意ください。確認のうえ新しい保険証をご使用ください。なお、古い保険証は、お住まいの市(区)町村担当課にお返しく下さい。

平成21年度の保険料軽減対策について
所得の低い方に対する均等割額及び
所得割額の減額などを決定しました。